

医療機関各位

つくばみらい市長 小田川 浩
(公 印 省 略)

妊産婦の医療福祉費（マル福）県制度対象疾病以外の現物給付について（依頼）

平素は、医療福祉費支給制度の運営に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、つくばみらい市では、子育て支援の一環としまして、妊産婦の方への医療サービスの充実を図るため、妊産婦の方が産婦人科以外の診療科を受診した場合の自己負担金の支払い方法について、令和8年4月から現物給付への変更を予定しております。

つきましては、別紙、参考資料を参照いただき運用方法のご確認をお願い申し上げます。なお、医療費請求システムの変更などご負担をおかけすることと存じますが、当該制度の円滑な運営、請求業務につきましてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

記

◆妊産婦が県制度対象疾病以外（産婦人科以外）の診療科を受診した場合

※有効期間にご注意ください

○変更前：医療機関での取り扱いはなし

（市役所窓口にて領収書をもとに申請を行い、償還払いによる返金）

○変更後：小児・ひとり親マル福と同様の現物給付

・外来：医療機関ごとに月2回まで600円の自己負担金、3回目以降は無料

・入院：1日300円、1ヶ月最大3,000円まで自己負担金

・調剤薬局：自己負担金なし（保険が適用されない分は除く）

医療機関窓口にて、公費番号86又は96及び97の受給者証を2枚提示

	産婦人科（変更なし）	産婦人科以外の診療科
県制度対象内の妊産婦	公費番号86	新規公費番号 97081038
県制度対象外の妊産婦	公費番号96	

◆参考資料

(1) 妊産婦マル福 産婦人科以外現物給付に係る運用について①②③④

(2) 新規公費番号97の受給者証様式（見本）

問い合わせ先

〒300-2395 つくばみらい市福田 195 番地

つくばみらい市保健福祉部国保年金課 大澤・中村

TEL:0297-58-2111 (内線 4401)

E-mail:kokuho01@city.tsukubamirai.lg.jp